

議案第 58 号

宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市ふれあいセンター条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 17 日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第 号

宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市ふれあいセンター条例（昭和62年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表以外の部分中「うるおい」を「潤い」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1
宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4

第4条の表を次のように改める。

名称	施設
宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室
宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場

第2条 宇治市ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する

。

題名を次のように改める。

宇治市菟道ふれあいセンター条例

第1条中「、宇治市ふれあいセンター」を「、宇治市菟道ふれあいセンター」に改める。

第2条の表以外の部分中「、次のとおりふれあいセンターを」を「、ふれあいセンターを宇治市宇治妙楽128番地の1に」に改め、同条の表を削る。

第4条を次のように改める。

(施設)

第4条 ふれあいセンターに、次の各号に掲げる施設を置く。

(1) 老人憩いの部屋

- (2) こども図書コーナー
- (3) 子供と老人の広場
- (4) 会議室

第5条前段中「老人憩いの部屋、多目的活動室、こども図書コーナー及び子供と老人の広場」を「前条第1号から第3号までに掲げる施設」に、「、占用使用の」を「、占用して使用する」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

宇治市菟道ふれあいセンター多目的活動室、宇治市伊勢田ふれあいセンター及び宇治市平盛ふれあいセンターの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。